

令和5年3月9日

株主各位

ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役 西岡 孝

第23回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料の一部訂正について

当社は、「第23回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」について一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。何卒ご了承賜りたく謹んでお詫び申し上げます。
なお、訂正箇所には下線を引かせていただきます

記

株主総会参考資料

第1号議案 定款一部変更の件

◆修正前 第23回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料 頁39

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第41条 当社は会計監査人との間で、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は100万円以上で定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条 ~ 第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第37条 ~ 第38条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>

◆修正後

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は会計監査人との間で、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 100 万円以上で定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条 ～ 第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条 ～ 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条の定めるところによる。</u></p>

以上